

温暖化・造林公社問題対策特別委員会

開催日時 平成23年3月11日（金） 15時08分～17時06分

開催場所 議員室

説明員 琵琶湖環境部長および関係職員

議事の概要

1 付託案件

(1) 議第57号 債務額確定債務支払協定調停事件の調停の合意および権利放棄につき議決を求めることについて

[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(2) 議第58号 債務額確定債務支払協定調停事件の調停の合意および権利放棄につき議決を求めることについて

[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(3) 議第22号 滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例案

[結果] 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

なお、次の附帯決議を付することを賛成多数で決した。

議第22号滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例案に対する附帯決議

県当局は、滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の施行に当たり、次の措置を講ずべきである。

- 1 本条例の目的を効果的に達成するためには、低炭素社会づくりに向けた関係者間の合意形成が重要であることから、県民負担と経済活動への影響を含む十分な説明を行い、理解と協力を得るとともに、県民、事業者等の取組に対する県の支援策を示し、具体的で現実的な道筋を共に構築していくこと。
- 2 温室効果ガス排出量削減目標を達成するための施策の実施に当たっては、本県産業の競争力や雇用機会の確保に十分配慮するとともに、県民、事業者等への助成制度をはじめ、必要な財政上の措置を講ずるよう努めること。
- 3 勧告・公表制度を含む計画制度の具体的な制度設計については、本県の産業構造を踏まえ、事業者に対して過度の負担にならないよう、適切に配慮すること。